

吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備  
設置事業との調和に関する条例  
《事前協議、許可申請等の手引》

令和4年11月制定

令和5年8月改定

吉岡町

1	「吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」について.....	- 1 -
2	太陽光発電設備の設置に許可が必要となる保全地区又は事業区域の面積.....	- 2 -
3	許可申請手数料.....	- 3 -
4	太陽光発電設備の設置に関する手続.....	- 3 -
	(1) 事前協議の手続（条例第12条第1項）.....	- 4 -
	(2) 近隣住民等説明会の手続（条例第12条第2項～第5項）.....	- 8 -
	(3) 事前協議における変更手続.....	- 10 -
	(4) 許可申請の手続.....	- 11 -
5	太陽光発電設備の設置に関する許可基準（条例第14条）.....	- 15 -
6	許可を受けた後の手続.....	- 19 -
	(1) 工事着手の手続.....	- 19 -
	(2) 計画変更の手続.....	- 19 -
	(3) 完了の手続.....	- 20 -
	(4) 廃止の手続.....	- 20 -
7	太陽光発電設備設置に関する許可の取消し.....	- 20 -
8	是正勧告・措置命令.....	- 20 -
9	違反事実の公表.....	- 21 -
10	問合せ先.....	- 21 -

## Ⅰ 「吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」について

本町は、自然環境、景観等と調和のとれた太陽光発電事業について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって町民の生活環境の保全に寄与するために、「吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、令和5年4月1日から施行しています。

この条例では、吉岡町の美しい自然環境、魅力ある景観と太陽光発電設備との調和が特に必要と認められる地区を保全地区として制定し、保全地区内における太陽光発電設備の設置に関する全ての事業を許可の対象としています。また、良好な生活環境を守るために、保全地区外においても事業区域の面積が500平方メートルを超える太陽光発電設備の設置に関する事業を許可の対象としています。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する環境施設として行う事業は、対象外としています。

### 《用語の説明》

太陽光発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）であって、同条第3項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの
保全地区	自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が必要な区域（条例第8条）
事業者	太陽光発電設備を設置し、及び当該太陽光発電設備を利用して発電を行う事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下これらを「事業」という。）を計画し、並びにこれを実施する者
事業区域	事業を行う土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者
工事施行者	事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者
近隣住民	事業区域の境界から50メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者
該当自治会	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会

## 2 太陽光発電設備の設置に許可が必要となる保全地区又は事業区域の面積

「吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」で指定する保全地区内で行う全ての設置事業又は保全地区外で行う事業区域の面積が500平方メートルを超える設置事業は、町の許可を受けてください。

保 全 地 区 （条例第9条）
1 都市計画法に規定する地区計画区域 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 3 その他町長が指定する区域 ※ 3の区域は、吉岡町太陽光発電設備設置審議会の意見を聴いた上で指定します。

### 【不要となる場合】

次の事業については、町の許可は不要です。（条例第13条第1項）

- ・ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置する事業
- ・ 工場立地法第4条第1号の規定に基づく環境施設として太陽光発電施設を設置する事業

### 【区域の例示・各区域等に関する問合せ先】

設置事業区域が各区域内に含まれるかを具体的に確認する場合は、表内の資料閲覧又は問合せ先（各関係機関）にて御確認ください。

1 都市計画法に規定する地区計画区域	
地区計画で定める区域 (吉岡町 建設課 都市建設室)	都市計画法（昭和43年法律第100号、第12条の4第1項） 吉岡町ホームページ（地区計画制度） <a href="https://www.town.yoshioka.gunma.jp/chousei/seibi/chiku_keikaku.html">https://www.town.yoshioka.gunma.jp/chousei/seibi/chiku_keikaku.html</a>
2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
・ 土砂災害警戒区域 （イエローゾーン） ・ 土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン） （吉岡町 総務課 協働安全室）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、第7条第1項・第9条第1項） 吉岡町ホームページ（災害ハザードマップ） <a href="https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/bosai/hazardmap.html">https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/bosai/hazardmap.html</a> 群馬県ホームページ・マッピングぐんま <a href="http://mapping-gunma.pref.gunma.jp/pref-gunma/Portal">http://mapping-gunma.pref.gunma.jp/pref-gunma/Portal</a>
3 その他町長が指定する区域（保全地区）（条例第9条第1項第3号）	
(1) 河川、森林等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自	・ 指定なし

然環境を保全することが特に必要と認められる区域	
(2)土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、盛土、切土等の造成行為を制限する必要があると認められる区域	・町道上の原・五輪平線より西側かつ県道前橋伊香保線より南側

### 3 許可申請手数料

保全地区内での太陽光発電設備設置の許可申請又は保全地区外で事業区域の面積が500平方メートルを超える太陽光発電設備設置の許可申請を行う際、1件につき次の手数料が必要となります。

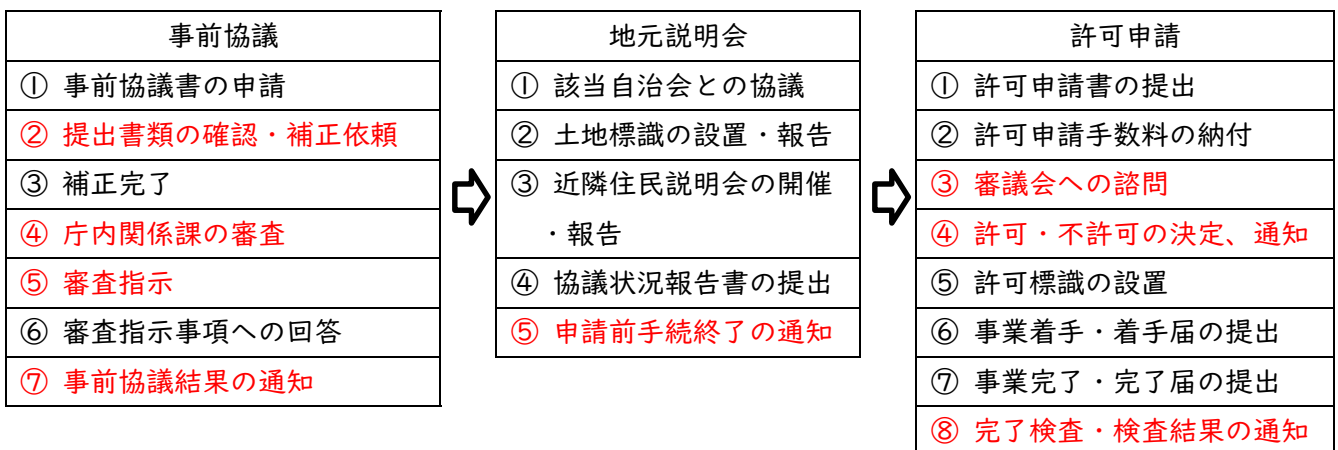
手数料は、申請受理後に町が発行する納入通知書にて納入いただきます※。

区 分	手数料
条例第13条第1項の許可の申請	30,000円
条例第15条第1項の変更の許可の申請	20,000円

※ 不許可となった場合でも、納入した手数料は還付しません。

### 4 太陽光発電設備の設置に関する手続

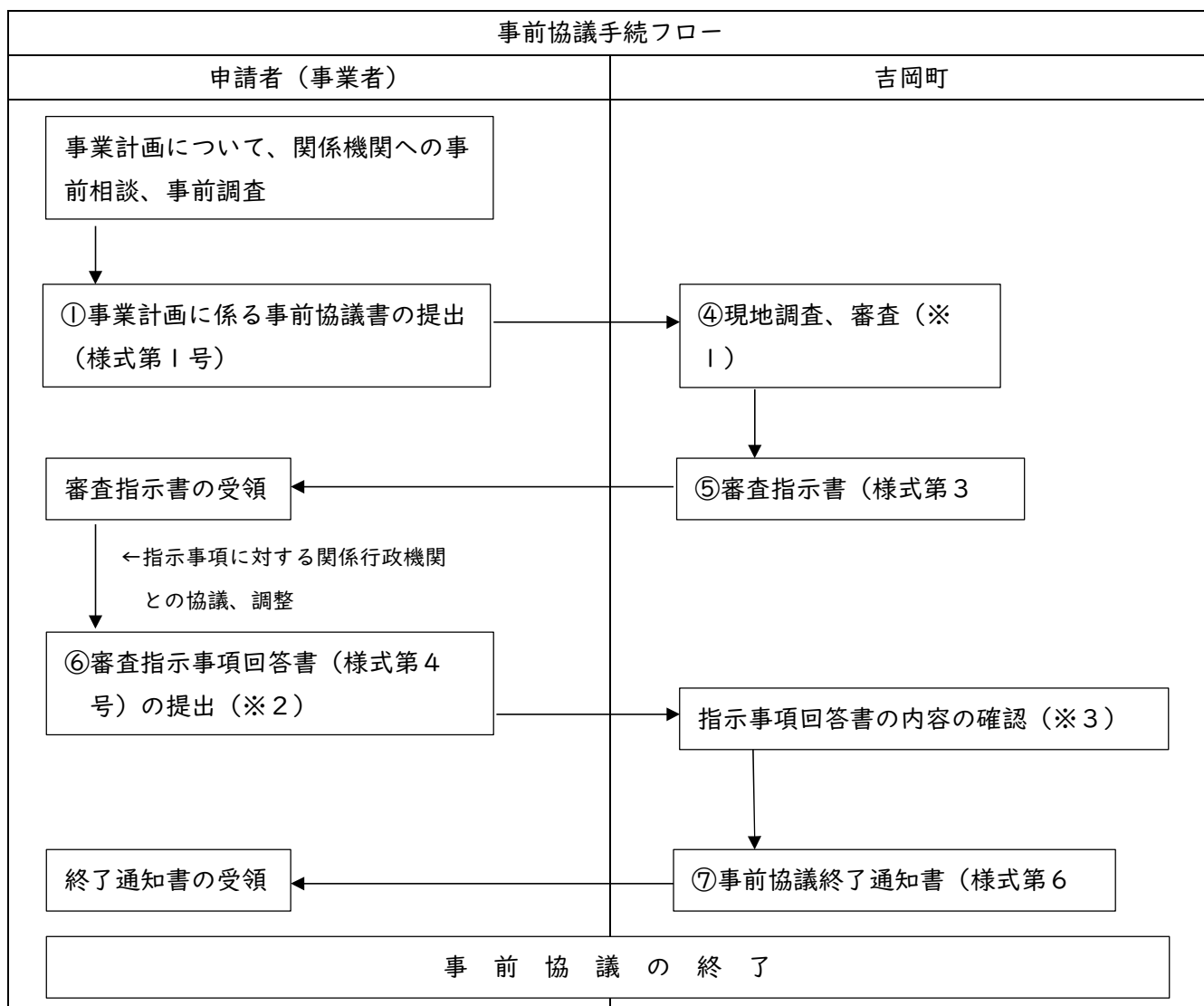
《標準的な手続フロー》



※赤字は吉岡町が行う内容です。

(1) 事前協議の手続（条例第12条第1項）

事業者から町へ事業計画に係る事前協議書（様式第1号）を御提出ください。



※1 現地調査を実施する際に、事業者の立会いが必要になることがあります。

※2 (1) 関係行政機関、地域住民との調整の結果、審査指示事項の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」（様式第5号）を町に御提出ください。

(2) 「審査指示事項回答書」（様式第4号）は、町からの審査指示事項に適合していることが確認できる書類を添付し御提出ください。

※3 回答内容が不十分な場合には、再度の指示又は事前協議の取下げを指示することがあります。

※計画の変更 提出した事業計画に係る事前協議の内容を変更するときは、「事業計画変更届」（様式第6号）に変更内容が確認できる書類を添付し、町へ御提出ください。

＜事業計画に係る事前協議書に添付する書類＞（規則第4条）	
1	事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した概況図
2	事業区域の登記事項証明書及び公図
3	太陽光発電設備を設置する場所を明示した地形図
4	太陽光発電設備の構造図
5	土地利用計画平面図
6	排水設備の構造を示す図面 ※設置する場合のみ
7	造成計画平面図及び断面図 ※行う場合のみ
8	擁壁の背面図及び断面図 ※設置する場合のみ
9	立地環境に関する概要書（様式第2号）
10	代理人が届出を行う場合にあっては、委任状
11	前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した概況図	◇事業区域を明示（朱枠） ◇方位、事業区域の境界から50メートル以内の区域の土地及び建物並びに所有者を明示（50メートルのラインを表示） ◇道路（赤）、水路（青）色塗り ◇地目、地積、所有者（申請地）	1/2500 以上	転写日・転写者・押印
2 事業区域の登記事項証明書及び公図	◇事業区域の土地に関する登記事項証明書（原本） ◇事業区域の土地に関する公図の写し（原本）		発行後3か月以内のもの
3 太陽光発電設備を設置する場所を明示した位置図	◇方位、太陽光発電設備の設置位置及び区域 ◇道路や目標となる土地及び施設（公共施設、河川等）	1/2500 0 以上	都市計画図の白図
4 太陽光発電設備の構造図	◇太陽光発電設備、架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 ◇変電設備の形状、高さ、寸法 ◇太陽光発電設備、架台等の色彩 ◇事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩	1/50 以上	太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付
5 土地利用計画平面図 ※行う場合のみ	◇土地の地番及び形状、方位 ◇事業区域の境界線及び面積 ◇太陽光発電設備の位置、形状、寸法	1/500 以上	6～8を実施しない場合は、その旨を明記

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇変電設備の位置、形状、寸法</li> <li>◇事業区域周辺の保全地区 ※ある場合</li> <li>◇緩衝帯の位置、形状、寸法</li> <li>◇事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法</li> <li>◇事業区域に接する道路の幅員及び形状</li> <li>◇送電ルート及び送電に係る電柱の位置</li> <li>◇その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>		
<p>6 排水設備の構造を示す図面（平面図及び断面図）</p> <p>※設置する場合のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇施設の種類、位置、材料、寸法（規模）、勾配、流下方向</li> <li>◇吐口の位置</li> <li>◇放流先の位置</li> <li>◇施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配</li> <li>◇排水の流下方向</li> </ul>	<p>平面図 1/500 以上</p> <p>断面図 1/50 以上</p>	<p>排水の放流に必要な許可等がある場合は位置・内容等を明示</p>
<p>7 造成計画平面図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業区域の境界線</li> <li>◇盛土、切土の施工範囲</li> <li>◇擁壁の位置</li> <li>◇排水施設の位置、流下方向</li> <li>◇その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	<p>1/500 以上</p>	<p>断面図と照合できるように記号等を付す。</p>
<p>断面図（縦横断面）</p> <p>※行う場合のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇施工前後の地盤面</li> <li>◇盛土、切土の範囲、高さ及び勾配</li> <li>◇擁壁の形状及び高さ</li> <li>◇排水施設の位置</li> <li>◇その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	<p>1/500 以上</p>	
<p>8 擁壁の背面図及び断面図</p> <p>※設置する場合のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋の位置及び間隔</li> <li>◇水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>◇透水層の位置及び寸法</li> <li>◇基礎地盤の土質</li> </ul>		
<p>9 立地環境に関する概要書（様式第2号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇記載漏れのないよう御記入ください。</li> </ul>		
<p>10 委任状</p> <p>※代理人が届出を行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇任意の様式で御作成ください。</li> </ul>		
<p>11 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得の状況</li> <li>・経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画認定通知の写し</li> </ul>		



類	② その他町長が必要と認める書類 ・電気事業者との接続契約の写し ・反射光シミュレーション図（夏至・冬至・春分・秋分の太陽光の入射角及び反射角を示した書類）		
---	--------------------------------------------------------------------------------------	--	--

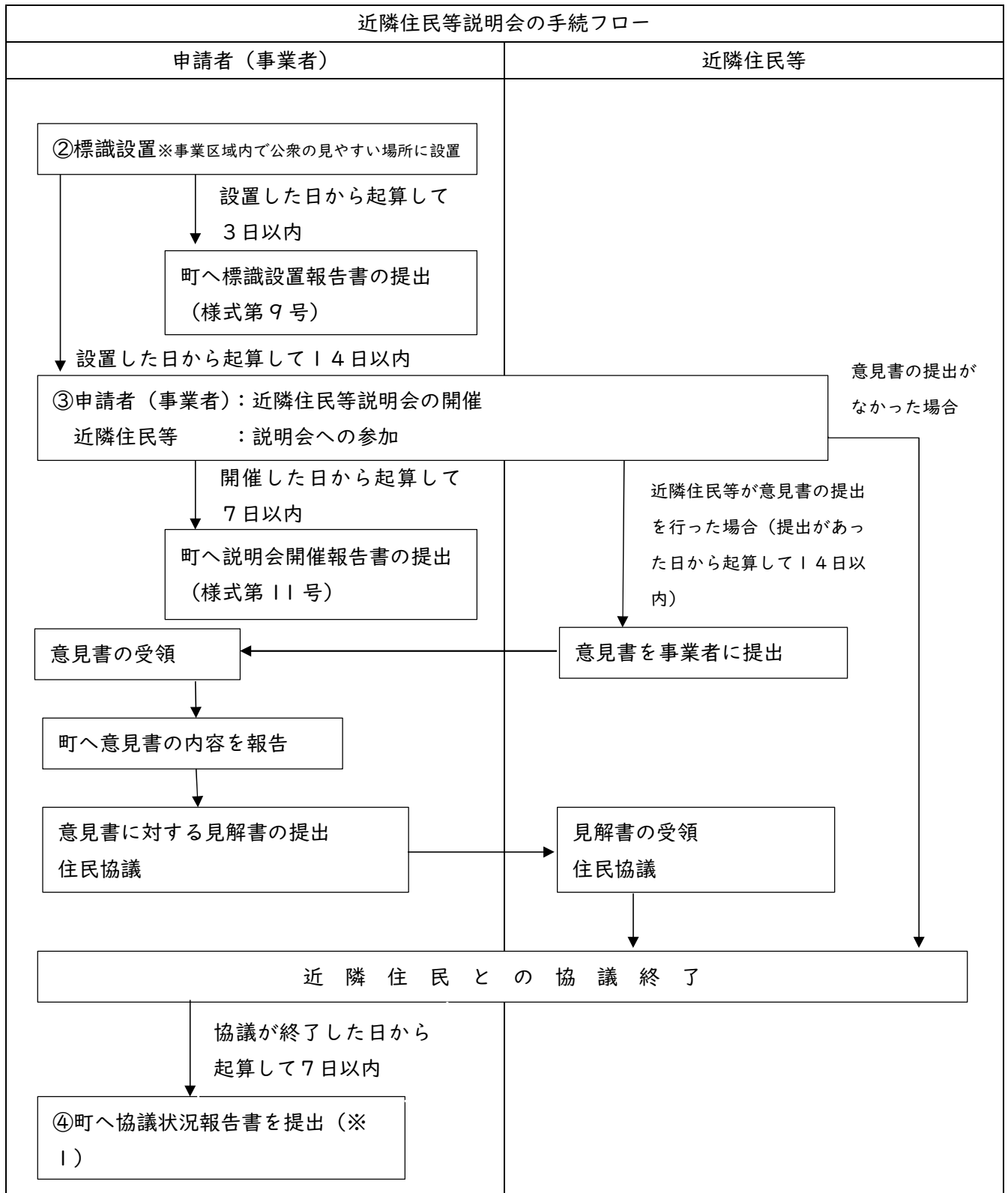
※（１） 上記図面全てにおいて、タイトル、作成者、寸法、縮尺を御記載ください。

また、記号を用いる場合は、凡例を御記載ください。

（２） 図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを御確認ください。

（３） 添付書類は、作成日又は発行日から起算して3か月以内のものを御提出ください。

(2) 近隣住民等説明会の手続（条例第12条第2項～第5項）



※1 協議が不十分な場合は、再度協議を行うよう指示することがあります。

＜近隣住民等との協議に伴い町へ提出する報告書等の添付書類＞		
報告書等の種類	添付書類	備考
説明会開催報告書 (様式第11号)	1 説明会で配布した資料 2 その他町長が必要と認める書類 ◇近隣住民等説明会出席者名簿 ◇近隣住民等説明会議事録 ◇近隣住民等説明会通知文（個別通知及び回覧文書）	提出部数1部
協議状況報告書 (様式第12号)	1 意見書の写し 2 見解書の写し	提出部数1部

### 近隣住民等説明会に係る運用基準

	項目	内容
1	開催要件	原則として、事業者が開催すること。なお、近隣住民等説明会を開催する要件として、出席者割合は定めない。
2	開催場所	事業区域近くの公民館又は集会所等の近隣住民等が参集しやすい場所を確保すること。
3	開催頻度	必ず1回以上開催すること。近隣住民等から要望がある場合は、回数等の調整を行うこと。
4	開催日時	開催日時の調整に当たっては、当該自治会の会長と協議の上、近隣住民等が参集しやすい日時とすること。
5	周知方法※ 及び 周知期間	<p>(1) 対象者：「近隣住民（事業区域の境界から50メートル以内の区域に<u>居住する者及び土地又は建物を所有する者</u>をいう（条例第3条第6号）。）」</p> <p>ア 周知方法 公函や土地建物登記簿謄本等を元に作成した概況図に基づき、住民説明会の日時や場所等について個別に通知すること。</p> <p>イ 周知期間 近隣等住民説明会開催日の14日前までに個別通知が近隣住民に到達するよう送付すること。</p> <p>(2) 対象者：「該当自治会に居住する者（事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会をいい、そこに<u>居住する者</u>をいう（条例第3条第7号）。）」</p> <p>ア 周知方法 事業者が該当自治会の会長に相談し、回覧板等の方法により住民説明会の日時や場所等について通知すること。</p> <p>イ 周知期間 近隣等住民説明会開催日の21日前までに回覧を開始すること。</p>

6	資料	事業区域を示す図面や土地利用計画平面図等を用い、標識（様式第8号）の記載事項など事前協議において町に示した計画内容を分かりやすく示すことができるものとする。
7	費用	近隣住民等説明会開催に伴う費用（例：会場借上料、通知郵送料、土地建物登記簿謄本等請求手数料）は、全て事業者の負担とする。

※ 事業者は、近隣住民と当該自治会の区域に居住する者が重複している場合であっても、(1)及び(2)の方法により周知を図ること。

【近隣住民等説明会に係る取扱い】

● 近隣住民等が説明会に出席できなかった場合の対応について

事業者は、説明会に出席できなかった近隣住民等から求めがあった場合は、それらの者に対し、事業計画の案及び住民説明会の結果を知らせること。

なお、事業区域に隣接して居住する者に対しては、求めのいかんにかかわらず個別に説明を行うよう努めること。

● 近隣住民等の中に反対者がいる場合又は理解が得られない場合の対応について

住民説明会の結果、近隣住民等から反対意見が出たときは、事業計画の案や周辺環境への影響について丁寧に説明を行い、可能な限り理解が得られるよう努めること。この場合において、近隣住民等から要望があれば、再度、住民説明会を開催すること。その際は、町に協議状況報告書（様式第12号）を提出すること。

事業者は、近隣住民等の意見や要望に対して誠意をもって対応しているにもかかわらず、近隣住民等から反対する明確な理由が示されない場合は、協議状況報告書（様式第12号）にその旨を記載し、町に提出すること。

● 近隣住民等説明会の開催が困難な場合における対応について

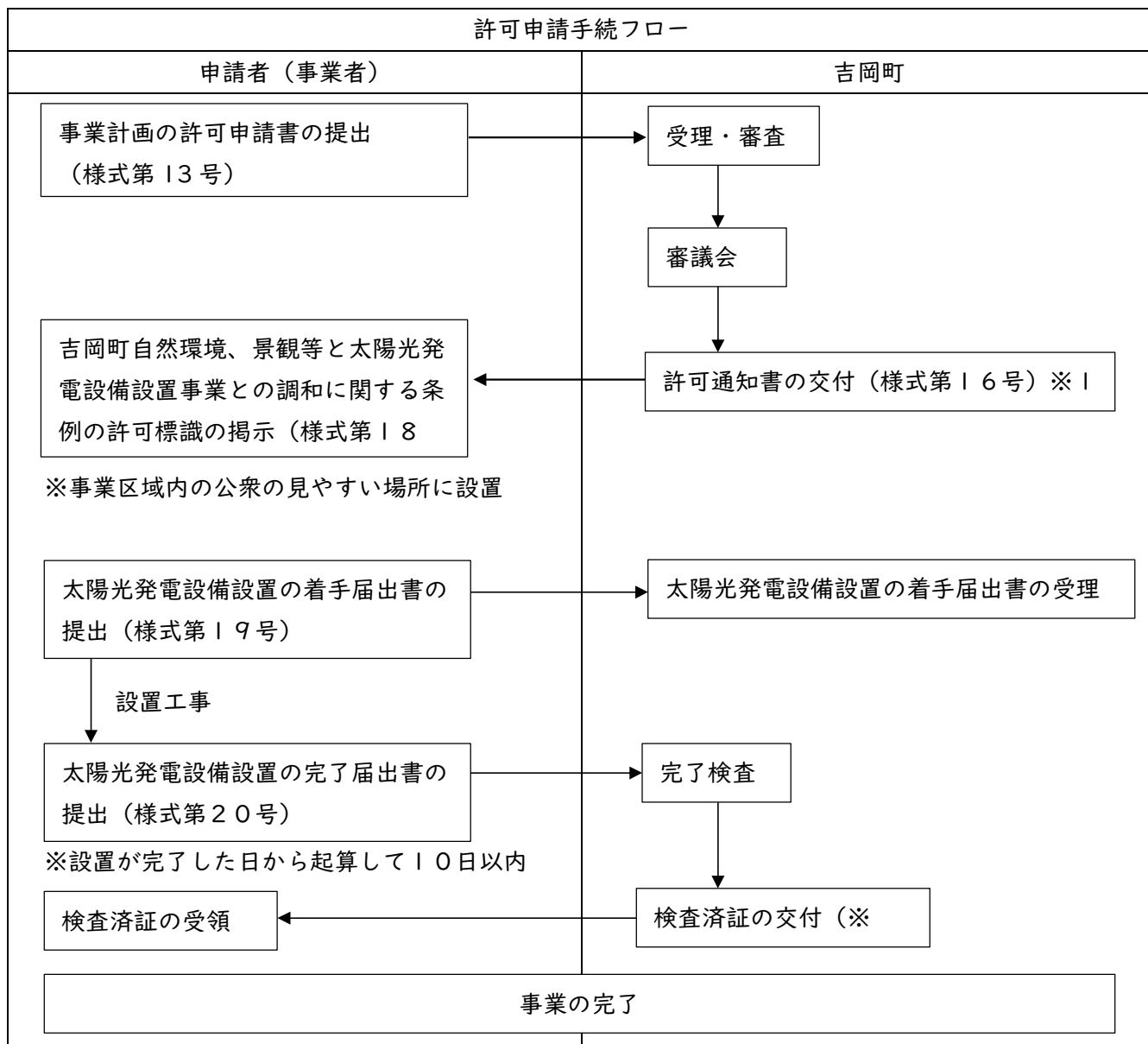
自治会長への相談により、感染症対策等特別な事情で説明会の開催が困難な場合は、代替手段等について町と協議すること。

(3) 事前協議における変更手続

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画変更届 (様式第6号)	変更内容が確認できる図書等	提出部数1部
標識設置変更報告書 (様式第9号)	1 標識を設置した場所が明示された図面 2 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	標識設置日から3日以内 提出部数1部
事前協議取下書 (様式第5号)	様式に記載しきれない場合は、取下理由書（様式任意）	提出部数1部

#### (4) 許可申請の手続

事業者から町へ事業計画の許可申請書（様式第13号）を御提出ください。※ 正本1部  
 （条例第13条第2項に掲げる事項に変更が生じた場合、事前協議からやり直しになります。計画に変更が生じないよう、計画内容を十分検討してから御申請ください。）



※1 不許可の場合は、許可しない旨の通知書（様式第17号）を交付します。

※2 検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、検査済証を交付できない旨の通知書（様式第22号）を交付します。

※書類の閲覧 事業者は、許可を受けた太陽光発電事業を行っている期間中、近隣住民、利害関係者等からの求めに応じ、町長に提出した書類の写しを閲覧させてください。（条例第22条）

＜事業計画の許可申請書に添付する書類＞（規則第10条）	
1	事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）
2	委任状（代理人が届出する場合）
3	事業者及び工事施行者が条例第14条第2項各号に該当しないこと誓約する書類
4	事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
5	土地等権利者同意書等（事業者と土地所有者が異なる場合に限る。）
6	事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した概況図
7	太陽光発電設備を設置する場所を明示した位置図
8	太陽光発電設備の構造図
9	土地利用計画平面図
10	排水設備の構造を示す図面 ※行う場合のみ
11	造成計画平面図及び断面図 ※行う場合のみ
12	擁壁の背面図及び断面図 ※行う場合のみ
13	維持管理に係る計画書（様式第14号）
14	事業者が事業計画の案を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類
15	発電設備の廃棄費用（撤去及び処分費用）の積立計画に関する書類
16	その他町長が必要と認める書類

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 事業者及び工事施行者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）	<b>【事業者】</b> ◇個人の場合は、その住民票の写し ◇法人の場合は、その法人の登記事項証明書 <b>【工事施行者】</b> ◇個人の場合は、その住民票の写し ◇法人の場合は、その法人の登記事項証明書		発行後3か月以内のもの
2 委任状			代理人が届出する場合のみ
3 事業者及び工事施行者が条例第14条第2項各号に該当しないこと誓約する書類	<b>【事業者】</b> ◇誓約書 <b>【工事施行者】</b> ◇誓約書		作成後3か月以内のもの  ※様式は町ホームページ掲載
4 事業区域の登記事項証明	◇事業区域の土地に関する登記事項証明書（原本） ◇事業区域の土地に関する公図の写し（原本）		発行後3か月以内のもの

書及び公図			
5 土地等権利者同意書	<p>《土地の貸借を伴う場合（貸借契約）》</p> <p>◇使用貸借契約書、賃貸借契約書の写し※</p> <p>《土地の売買を伴う場合（売買契約）》</p> <p>◇売買契約書の写し</p> <p>※契約書を作成しない貸借の場合は、任意の様式で事業内容に同意する旨の同意書を作成し御提出ください。</p>		<p>売買契約書の写しは、印紙税法に基づき適正に印紙税を納付したことが分かるものを添付</p>
6 事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した概況図	<p>◇事業区域を明示（朱枠）</p> <p>◇方位、事業区域の境界から50メートル以内の区域の土地及び建物並びに所有者を明示（50メートルのラインを表示）</p> <p>◇道路（赤）、水路（青）色塗り</p> <p>◇地目、地積、所有者（申請地）</p>	1/2500以上	<p>転写日・転写者・押印</p>
7 太陽光発電設備を設置する場所を明示した位置図	<p>◇方位、太陽光発電設備の設置位置及び区域</p> <p>◇道路や目標となる土地及び施設（公共施設、河川等）</p>	1/25000以上	<p>都市計画図の白図</p>
8 太陽光発電設備の構造図	<p>◇太陽光発電設備、架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配</p> <p>◇変電設備の形状、高さ、寸法</p> <p>◇太陽光発電設備、架台等の色彩</p> <p>◇事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩</p>	1/50以上	<p>太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付</p>
9 土地利用計画平面図	<p>◇土地の地番、形状、方位、字の境界及び名称</p> <p>◇事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積</p> <p>◇太陽光発電設備の位置、形状、寸法</p> <p>◇変電設備の位置、形状、寸法</p> <p>◇事業区域周辺の保全地区※ある場合</p> <p>◇緩衝帯の位置、形状、寸法</p> <p>◇事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法</p> <p>◇事業区域に接する道路の幅員及び形状</p> <p>◇送電ルート及び送電に係る電柱の位置</p> <p>◇その他災害を防止するための施設の位置</p>	1/500以上	<p>10～12を実施しない場合はその旨を明記</p>

<p>10 排水設備を設置する場合の平面図 ※行う場合のみ</p>	<p>◇施設の種類、位置、材料、寸法（規模）、勾配、流下方向 ◇吐口の位置 ◇放流先の位置及び名称 ◇排水区域界</p>	<p>1/500 以上</p>	<p>排水の放流に必要な許可等がある場合は位置・内容等を明記</p>
<p>断面図 ※行う場合のみ</p>	<p>◇施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配 ◇排水の流下方向</p>	<p>1/50 以上</p>	
<p>11 造成を行う場合の平面図 ※行う場合のみ</p>	<p>◇事業区域の境界線 ◇盛土、切土の施工範囲 ◇擁壁の位置 ◇排水施設の位置、流下方向 ◇その他災害を防止するための施設の位置</p>	<p>1/500 以上</p>	<p>断面図と照合できるよう記号等を付す。</p>
<p>断面図 (縦横断面) ※行う場合のみ</p>	<p>◇施工前後の地盤面 ◇盛土、切土の範囲、高さ及び勾配 ◇擁壁の形状及び高さ ◇排水施設の位置 ◇その他災害を防止するための施設の位置</p>	<p>1/500 以上</p>	
<p>12 擁壁を設置する場合の背面図及び断面図 ※行う場合のみ</p>	<p>◇擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋の位置及び間隔 ◇水抜穴の位置、材料及び内径 ◇透水層の位置及び寸法 ◇基礎地盤の土質</p>		
<p>13 維持管理に係る計画書 (様式第14号)</p>	<p>以下の事項を記載漏れのないよう御記入ください。 ◇事業区域（所在、面積） ◇期間（工事予定期間、発電予定期間） ◇発電概要（想定発電出力、年間想定発電量） ◇太陽光電池モジュール（製品番号等、設置枚数、設置面積、高さ、色彩） ◇附属設備（製品番号等、設置箇所数、定格出力、発生騒音量） ◇工事施行者（住所、氏名、電話番号） ◇電気事業者（住所、氏名、電話番号） ◇事業区域の管理者（住所、氏名、電話番号、管理内容等） ◇点検予定事業者等（住所、氏名、電話番号、点検の頻度） ◇管理者点検概要（発電設備、附属品等、その他） ※点検概要が書ききれない場合は、点検の内容を記</p>		<p>想定発電出力は、計画認定における「発電設備の出力」の値</p>



	<p>載した書類を添付し御提出ください。</p> <p>※発電出力が高圧の場合は、保安規程を添付し御提出ください。</p> <p>◇緊急時の連絡先（住所、氏名、電話番号）</p>		
14 事業者及び工事施行者が事業計画の案を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類	<p>【事業者】</p> <p>◇設置工事に係る資金計画書（工事等に係る収入及び支出の全体像を示すもの）</p> <p>◇工事費見積書又は工事設計書</p> <p>◇融資証明書又は残高証明書（原本。還付不可）</p> <p>【工事施行者】</p> <p>◇太陽光発電設備設置事業に関する実施経歴書</p>		<p>様式任意</p> <p>支出において、第三者に損害を与えた場合の対策（保険加入費等）を明記</p>
15 発電設備の廃棄費用の積立計画に関する書類	<p>◇再生可能エネルギー電子申請におけるマイページの「廃棄等費用」</p>		
16 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	<p>① 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得の状況</p> <p>◇経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画認定通知の写し</p> <p>② その他町長が必要と認める書類</p> <p>◇電気事業者との接続契約の写し</p> <p>◇反射光シミュレーション図（夏至・冬至・春分・秋分の太陽光の入射角及び反射角を示した書類）</p> <p>◇事前協議終了通知書の写し</p>		

※（1） 上記図面全てにおいて、タイトル、作成者、寸法、縮尺を御記載ください。

また、記号を用いる場合は、凡例を御記載ください。

（2） 図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを御確認ください。

（3） 添付書類は、作成日又は発行日から起算して3か月以内のものを御提出ください。

## 5 太陽光発電設備の設置に関する許可基準（条例第14条）

<b>（1）条例第14条第1項第1号の規則で定める許可基準</b>	
事業区域の周辺地域（以下この項において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること	
事業区域の周辺地域に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。	
<b>（2）条例第14条第1項第2号の規則で定める許可基準</b>	
周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること	
① 太陽光発電設備の高さは10メートル以下であり、モジュールの色は黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たない色であること。	
② 事業区域と隣接する土地との間に別表で定める幅の緩衝帯が設けられていること。	
《別表》	
事業区域の面積	緩衝帯の幅
0.3ヘクタール未満	1メートル
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	2メートル
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	3メートル
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル
<b>（3）条例第14条第1項第3号の規則で定める許可基準</b>	
周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること	
① 事業区域に砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地（※1）を含まないこと。	
② 事業区域に水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域を含まないこと。（協働安全室にお問い合わせください）	
③ 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域（※2）を含まないこと。	
④ 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（※3）を含まないこと。	
⑤ 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林の存する土地（※4）を含まないこと。	
⑥ 事業区域に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（※5）及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域（※6）を含まないこと。	

※1・※2・※3の区域の問合せ先：群馬県渋川土木事務所（電話：0279-22-4055）

※4の区域の問合せ先：群馬県渋川森林事務所（電話：0279-22-2763）

※5の区域の問合せ先：県管理河川 群馬県渋川土木事務所（電話：0279-22-4055）  
町管理河川 吉岡町建設課用地管理室（電話：0279-26-2279）  
（町管理河川の場合、河川区域はありません）

※6の区域の問合せ先：群馬県渋川土木事務所（電話：0279-22-4055）

#### （4）条例第14条第1項第4号の規則で定める許可基準

設置工事の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律191号）、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合していること

- ① 造成計画が宅地防災マニュアル（令和元年6月28日国都防第3号）の基準に適合したものであること。
- ② 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を越える場合は、（5）②の基準を満たす擁壁を設置すること。

#### （5）条例第14条第1項第5号の規則で定める許可基準

排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること

- ① 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。  
※ 計画雨水量の算定は、原則として流出係数0.9（屋根）を使用するものとする。
- ② 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項（※1）に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
- ③ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。

※1<宅地造成等規制法施行令第6条>

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは次のとおりとする。

第1号 切土又は盛土（第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

（1）その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

（2）その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

第2号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする

2 前項第1号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

＜別表第1（第6条関係）＞		
土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他 これらに類するもの	35度	45度

**（6）条例第14条第1項第6号の規則で定める許可基準**

**地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること**

① 地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じるおそれがある場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

② 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。

③ 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられていること。

④ 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。

**（7）条例第14条第1項第7号の規則で定める許可基準**

**周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること**

① 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル確保できるよう事業区域を後退させるなど太陽光発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。

② 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

※ 「道路の幅員」とは、車道、歩道、側溝、植樹帯等によって構成される道路の区域のうち、道路一端の路肩、側溝等であって車輛等の通行の可能な部分から他端の同部分までをいうものとします。

**（8）条例第14条第1項第8号の規則で定める許可基準**

**太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること**

① 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。

② 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（※1）に適合していること。

③ 事業完了後に、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。

④ 太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さに関わらず日本産業規格C8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定される強度を有し、規格に基づいた施工を行い、強風及び大雪による被害を未然に防ぐ措置が講じられていること。

⑤ 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

※1 変電設備に設置されている送風機の定格出力が7.5kW以上の場合、騒音規制法第2条第1項

に規定する特定施設に該当します。
<b>(9) 条例第14条第1項第9号の規則で定める許可基準</b>
設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること
① 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得状況 ② 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条第1項に規定する特定契約の締結の状況
<b>(10) 条例第14条第1項第10号の規則で定める許可基準</b>
町の総合計画その他将来計画に適合したものであること

※ 許可基準（2）、（3）及び（8）については、当該基準を満たさない場合であっても、十分な措置が取られているものと認められる場合は、審議会の意見を聴いた上で、これらの基準に適合しているものとみなす。

## 6 許可を受けた後の手続

### (1) 工事着手の手続

届出書等の種類	添付書類	備考
太陽光発電設備設置の着手届出書 (様式第19号)	1 許可通知書の写し 2 標識を設置した場所が明示された図面 3 標識の設置状況及び標識に記載された内容が分かる写真 ※標識をフェンス等に設置する場合は、添付書類2・3に代えて「工事着手時に標識を設置できない旨の理由書(様式任意)」を添付し、添付書類2・3は完了届出時に御提出ください。	提出部数1部

### (2) 計画変更の手続

#### ① 条例第13条第2項に定める事項の変更

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画の変更許可申請書 (様式第15号)	変更内容が確認できる図書等	提出部数1部

#### ② 条例第13条第2項に係る事項以外の変更

届出書等の種類	添付書類	備考
許可事業の軽微な変更の届出書	変更内容が確認できる図書等	提出部数1部

### (3) 完了の手続

工事を完了したときは、次の関係書類を添えて届出ください。

届出書等の種類	添付書類	備考
太陽光発電設備設置の完了届出書 (様式第20号)	1 工事写真(各工程写真) 2 工事完了状況が確認できる写真 3 事業区域の位置を示す図面 4 土地利用計画平面図	提出部数1部 (完了した日から起算して10日以内)

### (4) 廃止の手続

事業を廃止するときは、次の関係書類を添えて届出ください。

届出書等の種類	添付書類	備考
太陽光発電設備設置の廃止届出書 (様式第23号)	なし	提出部数1部 (廃止しようとする日の30日前まで)
太陽光発電設備設置の廃止工事完了届出書 (様式第24号)	・工事完了後の写真 ・太陽光発電設備の廃棄を委託する場合には、委託契約書の写し ・産業廃棄物管理表の写しの写し	提出部数1部 (廃止工事完了の日から起算して30日以内)

## 7 太陽光発電設備設置に関する許可の取消し

許可を受けた事業が次の(1)から(7)までの事項に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段により許可又は変更許可を取得したとき。
- (2) 許可取得後、1年以上事業に着手しなかったとき。
- (3) 許可を受けた事業に着手後、1年以上事業に係る工事を中断したとき。
- (4) 許可要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 許可を受けた条件に違反したとき。
- (6) 許可を受けた事業の内容に変更が生じた場合に、変更の許可を受けなかったとき。
- (7) 町からの是正措置命令に違反したとき。

## 8 是正勧告・措置命令

許可を受けた事業が次の(1)から(4)までの事項に該当する場合は、町から是正措置の勧告又は命令を行うことがあります。

- (1) 検査の結果、許可内容に適合していない箇所が認められるとき。

- (2) 許可又は変更許可の事業計画どおりに事業を行っていないとき。
- (3) 許可を受けずに事業を行ったとき。
- (4) 変更許可を受けずに事業計画の変更を行い、許可の取消しを受けたとき。

## 9 違反事実の公表

許可を受けた事業が次の(1)から(3)までの事項に該当する場合は、事業者住所氏名及びその違反事実を公表します。

- (1) 町が8(1)から(4)までの措置命令を行ったとき。
- (2) 条例に基づく届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったとき。
- (3) 条例に基づく許可を取り消されたとき。

## 10 問合せ先

吉岡町役場 建設課 都市建設室

〒370-3692

群馬県北群馬郡吉岡町下野田560番地

電話 0279-26-2278 (直通)

FAX 0279-54-8681